

## 2011年国保など死亡事例調査報告について

この度、全日本民主医療機関連合会(全日本民医連)は、加盟の事業所に呼びかけ、①国民健康保険の保険料(税)の滞納などにより、無保険もしくは短期保険証、資格証明書交付により病状が悪化し、死に至ったと考えられる事例(非正規保険証者群) ②正規の保険証を保持しながら、窓口負担金などが払えない経済的事由により受診が遅れ死亡に至ったと考えられる事例(正規保険証者群)の集約を呼びかけた。2011年分(1/1~12/31)の結果がまとまったので報告する。この種の調査は、2006年以降毎年実施しており、今回で6回目である。

### <調査結果の概要>

1. 死亡事例は、22 県連からの報告で 67 人(2010 年比 4 人減、2009 年比 20 人増)であった。内訳は①非正規保険証者群が 19 県連 42 人(2010 年比同数)、②正規保険証者群が 13 県連 25 人(2010 年比 4 人減)であった。この数字は、全日本民医連の調査結果であり、全国の医療機関の状況を考慮すると「氷山の一角」と考えられる。
2. 犠牲者の多くは、50 歳代~60 歳代の中老年の男性(全体の 72%)であった。持病があっても受診できない労働環境(休めない、健診の機会がない)や経済的事由(正規の保険証の剥奪、重い窓口負担)が影響していると思われる。
3. 死因の 55%が悪性新生物であった。この傾向は、この間の調査結果と同様な内容であった。今回の調査の中には、肺結核が 2 人、不審死が 3 人含まれていた。当該者の健康状態の悪化や家族も含め社会からの「断絶」状態が生んだ悲劇だと考える。尚、今回の犠牲者の最小年齢者は 29 歳で、最高年齢者 89 歳であった。
4. 国民皆保険制度のもとで、今回も無保険者の存在が目立った。非正規保険者群の 6 割(25 人)が、保険証を保持しない無保険者であった。この無保険者は、2010 年調査でも 6 割、2009 年調査では 7 割であった。こうした、制度上存在しないはずの「無保険者」の存在は、依然として改善していない。
5. 国保料(税)の滞納世帯が減少したと報告される中でも、自治体の制裁措置は、むしろ強化されている。それは、「制裁率」= {(短期証+資格書)/滞納世帯}の上昇や財産差押え件数の増加が物語っている。こうした制裁措置が強化されている中で、「短期保険証」「資格証明書」の交付がもたらした犠牲者は 17 人(2010 年度と同数)であった。
6. 職業別では、無職が 32 人(全体の 48%)、非正規雇用者は 14 人(21%)であった。また、都道府県別内訳は、福岡県が 11 人と最も多く、東京都と山梨県が 6 人、北海道・埼玉県・長野県 5 人と続いた。

### <全日本民医連の概要(2012 年 2 月 20 日現在)>

会長:藤末 衛、

加盟県連 46(佐賀県は福岡県連に含む)、

加盟事業所数 病院143、診療所(医科)520、同(歯科)74 その他 1041 合計1778

## 2011年国保など死亡事例調査報告について (補足説明文書)

この度、全日本民主医療機関連合会(全日本民医連)は、加盟の事業所に呼びかけ、①国民健康保険の保険料(税)の滞納などにより、無保険もしくは短期保険証、資格証明書交付により病状が悪化し、死に至ったと考えられる事例(非正規保険証者群) ②正規の保険証を保持しながら、窓口負担金などが払えない経済的事由により受診が遅れ死亡に至ったと考えられる事例(正規保険証者群)の集約を呼びかけた。2011年分(1/1~12/31)の結果がまとまったので報告する。この種の調査は、2006年以降毎年実施しており、今回で6回目である。

→記者会見資料:P2に調査の目的、P3に調査対象・方法を掲載。調査票は、当文書最終頁に添付。

### <調査結果の概要>

→記者会見資料:P4~P6に調査結果を掲載。以下は、概要結果とそれへの補足説明である。

1. 死亡事例は、22 県連からの報告で 67 人(2010 年比 4 人減、2009 年比 20 人増)であった。内訳は①非正規保険証者群が 19 県連 42 人(2010 年比同数)、②正規保険証者群が 13 県連 25 人(2010 年比 4 人減)であった。

→記者会見資料:P7に2006年以降の調査結果の推移を記載している

P8に、今回の67人の数字は、昨年比4人減少しているが、この要因の一つとして、無料低額診療事業の拡大が影響の可能性について記載している。昨年全日本民医連SW委員会が調査した報告の内容から、「無料低額診療事業によって受診のハードルを下げた結果、「いのち」を救っている事例が多数みられる。SW委員会医療費介護費相談調査(2010.4.1~2011.3.31)では、年間相談件数3029件のうち無料低額診療事業の適応者は1227件で、治療継続者がほとんど(1200件)であった。

この数字(67人)は、全日本民医連の調査結果であり、全国の医療機関の状況を考慮すると「氷山の一角」と考えられる。

→民医連の位置(全国シェア ほぼ1.2%) から推計すると  $67 \div 0.012 = 5,583$ 人

病院数143/全国8,739 (1.6%)、医科診療所数520/全国99,635 (0.5%)

一日平均入院数23,756人/全国1,392,400人 (1.7%)

一日平均外来数77,761人/全国6,865,000人 (1.1%)

合計101,517人/全国8,256,400人 (1.2%)

2. 犠牲者の多くは、50歳代~60歳代の中高年の男性(全体の72%)であった。持病があっても受診できない労働環境(休めない、健診の機会がない)や経済的事由(正規の保険証の剥奪、重い窓口負担)が影響していると思われる。

→記者会見資料:P9に掲載。この中高年の死亡数(男女合計では81%、男子のみ72%)は、昨年より増加している。昨年は男女計で72%、男子だけの数字では60%で、それぞれ10%増加している。

3. 死因の 55%が悪性新生物であった。この傾向は、この間の調査結果と同様な内容であった。今回の調査の中には、肺結核が2人、不審死が3人含まれていた。当該者の健康状態の悪化や家族も含め社会か

らの「断絶」状態が生んだ悲劇だと考える。尚、今回の犠牲者の最小年齢者は 29 歳で、最高年齢者 89 歳であった。

→記者会見資料 P9に疾患別の死因の数字を掲載している。

P10では、癌の治療薬は高額であり、そのことも治療中断の要因になっていることを、昨年9月全日本民医連保険薬局委員会が実施した「保険薬局の一部負担金調査」を引用して告発している。

4. 国民皆保険制度のもとで、今回も無保険者の存在が目立った。非正規保険者群の6割(25人)が、保険証を保持しない無保険者であった。この無保険者は、2010年調査でも6割、2009年調査では7割であった。こうした制度上存在しないはずの「無保険者」の存在は、依然として改善していない。

→記者会見資料:P11に2005年から2011年の調査結果の推移が記載されている。

5. 国保料(税)の滞納世帯が減少したと報告される中でも、自治体の制裁措置は、むしろ強化されている。それは、「制裁率」= {(短期証+資格書) / 滞納世帯} の上昇や財産差押え件数の増加が物語っている。こうした制裁措置が強化されている中で、「短期保険証」「資格証明書」の交付がもたらした犠牲者は17人(2010年度と同数)であった。

→記者会見資料:P12は、2012年2月に公表された厚労省資料をグラフ化した。「滞納件数」の改善は、政治によって行われた「制裁」「財産差し押さえ」などによる「成果」としての「改善」報告である。

\* P13では、滞納世帯割合の低下のグラフと制裁率の上昇をグラフ化したものを掲載した。制裁率は、短期証+資格証明書の交付世帯数を滞納世帯全体数における割合を見た数値である。保険料(税)が高く、納付する事ができない者への「制裁措置」として、正規の保険証取り上げ、期限付き(6ヶ月以下)の保険証の交付、そして、悪質滞納者と認定した「資格証明書」の交付(窓口で全額支払い・・・実質上の無保険扱い)。これらの制裁措置が、受診を抑制している。

\* P14は、同じ厚労省発表の「財産差し押さえ」の実績をグラフ化したもの。しんぶん赤旗2月5日付のグラフを記載している。財産差し押さえが機械的に行われ、学資保険や年金などの人権無視の差し押さえが全国的に報告されている。

6. 職業別では、無職が32人(全体の48%)、非正規雇用者は14人(21%)であった。

→記者会見資料 P4を参照。

また、都道府県別内訳は、福岡県が11人と最も多く、東京都と山梨県が6人、北海道・埼玉県・長野県5人と続いた。

→当文書P6~P7に都道府県連別の報告数を記載している。なお、今回の調査は各県民医連を通しての調査であり、佐賀県の事業所は福岡県民医連に加盟しているため、佐賀県は記載していない。

<個別事例> <調査が告発しているもの> <民医連の緊急主張>

→記者会見資料のP15~P18に、67人の事例のうち、気になった7つの事例を掲載した。個別事例の全体は、事例集に記載している。

→記者会見資料のP19には、今回の調査結果が告発している点について、4点指摘している。

1. 国民皆保険制度のもとで、無尽蔵とも言ってもよいほどの「無保険者」が存在していること。
2. 「高く払えない」国保の保険料滞納世帯への制裁措置として正規の保険証(短期保険証、資格証明書)が奪われている世帯が増大していること。
3. 正規の保険証を保持している人でも「重い窓口負担」が足かせとなって、受診が遅れる事例が多いこと。
4. 上記のような経済的事由で受診が手遅れになって、死亡に至る患者さんが軽視できない程、存在していること。まさに、「お金の切れ目が命の切れ目に」なっている事態が改善されていない。

→記者会見資料のP20～P22に、今回の調査結果を踏まえ、緊急の要求を6点にまとめている。

#### P20

1. 国は「無保険者」の実態調査を行い、緊急の対応策を講じること。
2. 短期保険証、資格証明書の交付を直ちに中止し、全ての人に正規の保険証を交付すること。
3. 医療費の窓口負担を無料にすること。当面、高齢者と子どもは無料に、3割を2割に、2割を1割にすること。また、緊急措置として、高額療養費の基準を緩和すること。国保法44条(窓口負担金減免規定)の積極的活用や「無料低額診療事業」の積極的活用と拡大を図るよう指導を強めること。また、震災及び原発被災地の医療・介護費の無料化措置の継続・拡充を図ること。

#### P21

4. 国庫負担を増やし、誰もが「払える保険料」にすること。国保の都道府県化(広域化)を中止し、市町村国保の充実を図ること。全国各地で計画されている保険料の引き上げを中止すること。

→国保への国庫負担金の減少と保険料の引き上げ状況をグラフ化したもの(「議会と自治体」誌)を掲載した。

→全国各地で、2012年度国保の保険料の引き上げが計画されている。実例として、東京都の引き上げ計画について、東京社保協2012年1月資料を当文書のP8～P10に記載した。

東京では、保険料の算定基準のうち、所得割の計算方法を変更(「住民税方式」から「旧但し書き方式」へ)し、2011年度から実施している。別表にもあるように、年間収入200万円～300万円の世帯に直撃し、年間数万円から10万円超の引き上げ計画になっている。

→こうした、全国的な保険料(税)引き上げの動きは、厚労省の国保の都道府県化(広域化)方針(2018年実施めざす)が影響し、その地ならしである。厚労省は、①2010年5月19日付けで「広域化等支援方針の策定について」の通知を出し、「国保への(自治体の)一般会計からの繰り入れをやめる」よう指導している。また、②かつての東京23区のように、全国37自治体(2011年3月)で実施している国保料(税)の計算方法(所得割)の「住民税方式」を(全国の多くの自治体で実施している)「旧ただし書き方式」に変更し、全国的に統一するよう「地方税法等一部改正」(2011年通常国会で成立)、「国民健康保険法施行令改正」を行い、2013年度実施を自治体に義務付けた。

#### P22

5. 後期高齢者医療制度を即時廃止し、もとの老人保健制度に戻すこと。
6. 患者・国民に更なる負担を強要し、医療保障制度、社会保障制度を変質させる「社会保障と税の一体改革」を撤回し、関連法案の国会上程を中止すること。

## ＜全日本民医連の概要(2012年2月20日現在)＞

会長:藤末 衛、

加盟県連 46(佐賀県は福岡県連に含む)、

加盟事業所数 病院143、診療所(医科)520、同(歯科)74 その他 1041 合計1778

## ＜調査結果の内容及び資料＞

1. 2011年国保など死亡事例調査報告について(本文)(補足説明文書)

2. 2011年国保など死亡事例調査報告

「手遅れ死亡事例調査“第6弾”助かったはずの67人の「いのち」

3. 個別事例集(全67事例)

→全日本民医連ホームページをご参照ください。

【<http://www.min-iren.gr.jp/inochi-jinken/kokuho/kokuho2011.html>】

# 国保など死亡事例調査【県連別報告数】

報告事例全体数

\* 該当事例数のみ

県連	05-06年	07年	08年	09年	10年	11年
1 北海道	0	0	5	3	5	5
2 青森	1	0	0	0	2	1
3 岩手	0	0	0	0	1	0
4 宮城	0	0	1	0	2	1
5 秋田	0	0	1	0	4	0
6 山形	0	0	1	0	1	0
7 福島	1	0	0	0	1	0
8 茨城	0	0	0	0	0	0
9 栃木	0	0	0	0	0	0
10 群馬	1	0	4	0	4	3
11 埼玉	3	1	0	3	0	5
12 千葉	0	0	0	2	0	0
13 東京	1	1	0	5	3	6
14 神奈川	1	4	3	4	4	3
15 新潟	1	0	0	0	0	0
16 富山	0	0	0	0	0	0
17 石川	1	0	2	4	3	1
18 福井	0	1	0	0	0	0
19 山梨	2	1	2	1	3	6
20 長野	2	1	3	2	9	5
21 岐阜	0	0	1	1	0	0
22 静岡	1	1	0	0	0	1
23 愛知	0	2	0	5	1	0
24 三重	0	0	0	0	1	3
25 滋賀	0	0	1	0	0	0
26 京都	0	1	1	2	2	1
27 大阪	1	3	0	1	3	0
28 兵庫	1	0	1	0	6	1
29 奈良	0	0	0	0	0	1
30 和歌山	0	0	0	0	0	0
31 鳥取	0	2	0	1	0	4
32 島根	3	1	0	0	3	0
33 岡山	5	1	0	0	0	2
34 広島	4	2	1	0	2	1
35 山口	0	0	0	0	0	0
36 徳島	0	0	0	0	0	0
37 香川	0	0	0	0	0	0
38 愛媛	0	1	0	0	1	0
39 高知	0	0	0	1	0	2
40 福岡	0	3	2	4	2	11
42 長崎	0	0	0	0	0	0
43 熊本	0	2	0	0	0	0
44 大分	0	0	0	0	0	0
45 宮崎	0	0	0	1	1	1
46 鹿児島	0	0	2	1	0	0
47 沖縄	0	3	0	6	7	3
<b>合計</b>	<b>29</b>	<b>31</b>	<b>31</b>	<b>47</b>	<b>71</b>	<b>67</b>

# 国保など死亡事例調査【県連別報告数】

県連	正規保険証事例を除く数			報告事例中、正規保険証除く事例、正規保険証事例の内訳数					
	05-06年	07年	08年	09年		10年		11年	
				正規除く	正規	正規除く	正規	正規除く	正規
北海道	0	0	5	3	0	2	3	3	2
青森	1	0	0	0	0	1	1	1	0
岩手	0	0	0	0	0	1	0	0	0
宮城	0	0	1	0	0	2	0	1	0
秋田	0	0	1	0	0	2	2	0	0
山形	0	0	1	0	0	1	0	0	0
福島	1	0	0	0	0	1	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	1	0	4	0	0	2	2	1	2
埼玉	3	1	0	2	1	0	0	4	1
千葉	0	0	0	2	0	0	0	0	0
東京	0	1	0	1	4	3	0	3	3
神奈川	1	4	3	3	1	3	1	2	1
新潟	1	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	1	0	2	4	0	3	0	0	1
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	1	1	2	1	0	2	1	5	1
長野	0	1	3	1	1	4	5	1	4
岐阜	0	0	1	0	1	0	0	0	0
静岡	1	1	0	0	0	0	0	0	1
愛知	0	1	0	5	0	0	1	0	0
三重	0	0	0	0	0	1	0	3	0
滋賀	0	0	1	0	0	0	0	0	0
京都	0	1	1	2	0	2	0	1	0
大阪	1	3	0	1	0	1	2	0	0
兵庫	1	0	1	0	0	4	2	1	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	1	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	2	0	1	0	0	0	1	3
島根	3	1	0	0	0	1	2	0	0
岡山	4	0	0	0	0	0	0	1	1
広島	4	2	1	0	0	0	2	0	1
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	1	0	0	0	0	1	0	0
高知	0	0	0	1	0	0	0	2	0
福岡	0	3	2	4	0	1	1	7	4
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	1	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	1	0	1	0	1	0
鹿児島	0	0	2	1	0	0	0	0	0
沖縄	0	3	0	4	2	4	3	3	0
合計	24	27	31	37	10	42	29	42	25

注意：記者会見等の公表データの中で、05～06年は5例、07年は4例が正規の国保証を所持していた事例含まれていた。上記表はそれらを除外してデータである。

# 2012年度23区国保料試算と国保料の推移

2012年1月作成 特別区長会資料より作成(東京社保協作成)

※2010年度住民税方式による保険料額は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除60万円、生命保険料控除5万円で想定での試算 ※2011年度、2012年度は「旧ただし書き」方式による ※2011年度、2012年度は「旧ただし書き」方式による ※2011年度、2012年度は、「経過措置前」の金額 ※配偶者、扶養者は収入なしで試算 ※端数が出た場合、四捨五入されているので実際の賦課額と異なる場合がある。

	年金収入	年金所得	均等割減額率	旧ただし書き所得	旧ただし書き方式			旧ただし書き方式			住民税方式			2010年度と2012年度の差	2011年度と2012年度の差
					2012年度保険料(医療分・支援分)			2011年度保険料(医療分・支援分)			2010年度保険料(医療分・支援分)				
					均等割額	所得割率	保険料額	均等割額	所得割率	保険料額	均等割額	所得割率	保険料額		
					40,200円	8.51%		39,900円	8.09%		39,900円	103.00%			
1人世帯 (65歳)	98.万円	.万円	7割	.万円	12,060円	円	12,060円	11,970円	円	11,970円	11,970円	円	11,970円	90円	90円
	100.万円	.万円	7割	.万円	12,060円	円	12,060円	11,970円	円	11,970円	11,970円	円	11,970円	90円	90円
	200.万円	80.万円	2割	47.万円	32,160円	39,997円	72,157円	31,920円	38,023円	69,943円	31,920円	4,120円	36,040円	36,117円	2,214円
	230.万円	110.万円	なし	77.万円	40,200円	65,527円	105,727円	39,900円	62,293円	102,193円	39,900円	19,055円	58,955円	46,772円	3,534円
	250.万円	130.万円	なし	97.万円	40,200円	82,547円	122,747円	39,900円	78,473円	118,373円	39,900円	39,655円	79,555円	43,192円	4,374円
	300.万円	180.万円	なし	147.万円	40,200円	125,097円	165,297円	39,900円	118,923円	158,823円	39,900円	91,155円	131,055円	34,242円	6,474円
	400.万円	262.5万円	なし	229.5万円	40,200円	195,305円	235,505円	39,900円	185,666円	225,566円	39,900円	176,130円	216,030円	19,475円	9,939円
	500.万円	346.5万円	なし	313.5万円	40,200円	266,789円	306,989円	39,900円	253,622円	293,522円	39,900円	262,650円	302,550円	4,438円	13,467円
	600.万円	431.5万円	なし	398.5万円	40,200円	339,124円	379,324円	39,900円	322,387円	362,287円	39,900円	350,200円	390,100円	-10,777円	17,037円
	700.万円	516.5万円	なし	483.5万円	40,200円	411,459円	451,659円	39,900円	391,152円	431,052円	39,900円	437,750円	477,650円	-25,992円	20,607円
800.万円	604.5万円	なし	571.5万円	40,200円	486,347円	526,547円	39,900円	462,344円	502,244円	39,900円	528,390円	568,290円	-41,744円	24,303円	

	年金収入	年金所得	均等割減額率	旧ただし書き所得	旧ただし書き方式			旧ただし書き方式			住民税方式			2010年度と2012年度の差	2011年度と2012年度の差
					2012年度保険料(医療分・支援分)			2011年度保険料(医療分・支援分)			2010年度保険料(医療分・支援分)				
					均等割額	所得割率	保険料額	均等割額	所得割率	保険料額	均等割額	所得割率	保険料額		
					40,200円	8.51%		39,900円	8.09%		39,900円	103.00%			
2人世帯 (65歳)	98.万円	.万円	7割	.万円	24,120円	円	24,120円	23,940円	円	23,940円	23,940円	円	23,940円	180円	180円
	100.万円	.万円	7割	.万円	24,120円	円	24,120円	23,940円	円	23,940円	23,940円	円	23,940円	180円	180円
	200.万円	80.万円	2割	47.万円	64,320円	39,997円	104,317円	63,840円	38,023円	101,863円	63,840円	4,120円	67,960円	36,357円	2,454円
	230.万円	110.万円	2割	77.万円	64,320円	65,527円	129,847円	63,840円	62,293円	126,133円	63,840円	4,120円	67,960円	61,887円	3,714円
	250.万円	130.万円	なし	97.万円	80,400円	82,547円	162,947円	79,800円	78,473円	158,273円	79,800円	6,180円	85,980円	76,967円	4,674円
	300.万円	180.万円	なし	147.万円	80,400円	125,097円	205,497円	79,800円	118,923円	198,723円	79,800円	54,590円	134,390円	71,107円	6,774円
	400.万円	262.5万円	なし	229.5万円	80,400円	195,305円	275,705円	79,800円	185,666円	265,466円	79,800円	139,565円	219,365円	56,340円	10,239円
	500.万円	346.5万円	なし	313.5万円	80,400円	266,789円	347,189円	79,800円	253,622円	333,422円	79,800円	228,660円	308,460円	38,728円	13,767円
	600.万円	431.5万円	なし	398.5万円	80,400円	339,124円	419,524円	79,800円	322,387円	402,187円	79,800円	316,210円	396,010円	23,513円	17,337円
	700.万円	516.5万円	なし	483.5万円	80,400円	411,459円	491,859円	79,800円	391,152円	470,952円	79,800円	403,760円	483,560円	8,298円	20,907円
800.万円	604.5万円	なし	571.5万円	80,400円	486,347円	566,747円	79,800円	462,344円	542,144円	79,800円	494,400円	574,200円	-7,454円	24,603円	

# 2012年度23区国保料試算と国保料の推移

2012年1月作成 特別区長会資料より作成(東京社保協作成)

※2010年度住民税方式による保険料額は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除60万円、生命保険料控除5万円で想定での試算 ※2011年度、2012年度は「旧ただし書き」方式による ※2011年度、2012年度は「旧ただし書き」方式による ※2011年度、2012年度は、「経過措置前」の金額 ※配偶者、扶養者は収入なしで試算 ※端数が出た場合、四捨五入されているので実際の賦課額と異なる場合がある。

	給与収入	給与所得	均等割減額率	旧ただし書き所得	旧ただし書き方式			旧ただし書き方式			住民税方式			2010年度と2012年度の差	2011年度と2012年度の差
					2012年度保険料(医療分・支援分)			2011年度保険料(医療分・支援分)			2010年度保険料(医療分・支援分)				
					均等割額	所得割率	保険料額	均等割額	所得割額	保険料額	均等割額	所得割額	保険料額		
					40,200円	8.51%		39,900円	8.09%		39,900円	103.00%			
1人世帯 (30代)	98.万円	33.万円	7割	.万円	12,060円	円	12,060円	11,970円	円	11,970円	11,970円	円	11,970円	90円	90円
	100.万円	35.万円	2割	2.万円	32,160円	1,702円	33,862円	31,920円	1,618円	33,538円	31,920円	円	31,920円	1,942円	324円
	200.万円	122.万円	なし	89.万円	40,200円	75,739円	115,939円	39,900円	72,001円	111,901円	39,900円	27,810円	67,710円	48,229円	4,038円
	230.万円	143.万円	なし	110.万円	40,200円	93,610円	133,810円	39,900円	88,990円	128,890円	39,900円	49,440円	89,340円	44,470円	4,920円
	250.万円	157.万円	なし	124.万円	40,200円	105,524円	145,724円	39,900円	100,316円	140,216円	39,900円	63,860円	103,760円	41,964円	5,508円
	300.万円	192.万円	なし	159.万円	40,200円	135,309円	175,509円	39,900円	128,631円	168,531円	39,900円	99,910円	139,810円	35,699円	6,978円
	400.万円	266.万円	なし	233.万円	40,200円	198,283円	238,483円	39,900円	188,497円	228,397円	39,900円	176,130円	216,030円	22,453円	10,086円
	500.万円	346.万円	なし	313.万円	40,200円	266,363円	306,563円	39,900円	253,217円	293,117円	39,900円	258,530円	298,430円	8,133円	13,446円
	600.万円	426.万円	なし	393.万円	40,200円	334,443円	374,643円	39,900円	317,937円	357,837円	39,900円	340,930円	380,830円	-6,187円	16,806円
	700.万円	510.万円	なし	477.万円	40,200円	405,927円	446,127円	39,900円	385,893円	425,793円	39,900円	427,450円	467,350円	-21,223円	20,334円
800.万円	600.万円	なし	567.万円	40,200円	482,517円	522,717円	39,900円	458,703円	498,603円	39,900円	520,150円	560,050円	-37,333円	24,114円	

	給与収入	給与所得	均等割減額率	旧ただし書き所得	旧ただし書き方式			旧ただし書き方式			住民税方式			2010年度と2012年度の差	2011年度と2012年度の差
					2012年度保険料(医療分・支援分)			2011年度保険料(医療分・支援分)			2010年度保険料(医療分・支援分)				
					均等割額	所得割率	保険料額	均等割額	所得割額	保険料額	均等割額	所得割額	保険料額		
					40,200円	8.51%		39,900円	8.09%		39,900円	103.00%			
2人世帯 (30代)	98.万円	33.万円	7割	.万円	24,120円	円	24,120円	23,940円	円	23,940円	23,940円	円	23,940円	180円	180円
	100.万円	35.万円	5割	2.万円	40,200円	1,702円	41,902円	39,900円	1,618円	41,518円	39,900円	円	39,900円	2,002円	384円
	200.万円	122.万円	なし	89.万円	80,400円	75,739円	156,139円	79,800円	72,001円	151,801円	79,800円	4,120円	83,920円	72,219円	4,338円
	230.万円	143.万円	なし	110.万円	80,400円	93,610円	174,010円	79,800円	88,990円	168,790円	79,800円	12,875円	92,675円	81,335円	5,220円
	250.万円	157.万円	なし	124.万円	80,400円	105,524円	185,924円	79,800円	100,316円	180,116円	79,800円	27,295円	107,095円	78,829円	5,808円
	300.万円	192.万円	なし	159.万円	80,400円	135,309円	215,709円	79,800円	128,631円	208,431円	79,800円	63,345円	143,145円	72,564円	7,278円
	400.万円	266.万円	なし	233.万円	80,400円	198,283円	278,683円	79,800円	188,497円	268,297円	79,800円	139,565円	219,365円	59,318円	10,386円
	500.万円	346.万円	なし	313.万円	80,400円	266,363円	346,763円	79,800円	253,217円	333,017円	79,800円	224,540円	304,340円	42,423円	13,746円
	600.万円	426.万円	なし	393.万円	80,400円	334,443円	414,843円	79,800円	317,937円	397,737円	79,800円	306,940円	386,740円	28,103円	17,106円
	700.万円	510.万円	なし	477.万円	80,400円	405,927円	486,327円	79,800円	385,893円	465,693円	79,800円	393,460円	473,260円	13,067円	20,634円
800.万円	600.万円	なし	567.万円	80,400円	482,517円	562,917円	79,800円	458,703円	538,503円	79,800円	486,160円	565,960円	-3,043円	24,414円	

# 2012年度23区国保料試算と国保料の推移

2012年1月作成 特別区長会資料より作成(東京社保協作成)

※2010年度住民税方式による保険料額は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除60万円、生命保険料控除5万円で想定での試算 ※2011年度、2012年度は「旧ただし書き」方式による ※2011年度、2012年度は「旧ただし書き」方式による ※2011年度、2012年度は、「経過措置前」の金額 ※配偶者、扶養者は収入なしで試算 ※端数が出た場合、四捨五入されているので実際の賦課額と異なる場合がある。

	旧ただし書き方式				旧ただし書き方式				住民税方式				2010年度と 2012年度の 差	2011年度と 2012年度の 差	
	給与収入	給与所得	均等 割減 額率	旧ただし書 き所得	2012年度保険料(医療分・支援分)			2011年度保険料(医療分・支援分)			2010年度保険料(医療分・支援分)				
					均等割額	所得割率	保険料額	均等割額	所得割額	保険料額	均等割額	所得割額			保険料額
					40,200円	8.51%		39,900円	8.09%		39,900円	103.00%			
3 人世帯 (30代)	98.万円	33.万円	7割	.万円	36,180円	円	36,180円	35,910円	円	35,910円	35,910円	円	35,910円	270円	270円
	100.万円	35.万円	5割	2.万円	60,300円	1,702円	62,002円	59,850円	1,618円	61,468円	59,850円	円	59,850円	2,152円	534円
	200.万円	122.万円	2割	89.万円	96,480円	75,739円	172,219円	95,760円	72,001円	167,761円	95,760円	4,120円	99,880円	72,339円	4,458円
	230.万円	143.万円	なし	110.万円	120,600円	93,610円	214,210円	119,700円	88,990円	208,690円	119,700円	4,120円	123,820円	90,390円	5,520円
	250.万円	157.万円	なし	124.万円	120,600円	105,524円	226,124円	119,700円	100,316円	220,016円	119,700円	4,120円	123,820円	102,304円	6,108円
	300.万円	192.万円	なし	159.万円	120,600円	135,309円	255,909円	119,700円	128,631円	248,331円	119,700円	26,780円	146,480円	109,429円	7,578円
	400.万円	266.万円	なし	233.万円	120,600円	198,283円	318,883円	119,700円	188,497円	308,197円	119,700円	103,000円	222,700円	96,183円	10,686円
	500.万円	346.万円	なし	313.万円	120,600円	266,363円	386,963円	119,700円	253,217円	372,917円	119,700円	185,400円	305,100円	81,863円	14,046円
	600.万円	426.万円	なし	393.万円	120,600円	334,443円	455,043円	119,700円	317,937円	437,637円	119,700円	272,950円	392,650円	62,393円	17,406円
	700.万円	510.万円	なし	477.万円	120,600円	405,927円	526,527円	119,700円	385,893円	505,593円	119,700円	359,470円	479,170円	47,357円	20,934円
800.万円	600.万円	なし	567.万円	120,600円	482,517円	603,117円	119,700円	458,703円	578,403円	119,700円	452,170円	571,870円	31,247円	24,714円	

	旧ただし書き方式				旧ただし書き方式				住民税方式				2010年度と 2012年度の 差	2011年度と 2012年度の 差	
	給与収入	給与所得	均等 割減 額率	旧ただし書 き所得	2012年度保険料(医療分・支援分)			2011年度保険料(医療分・支援分)			2010年度保険料(医療分・支援分)				
					均等割額	所得割率	保険料額	均等割額	所得割額	保険料額	均等割額	所得割額			保険料額
					40,200円	8.51%		39,900円	8.09%		39,900円	103.00%			
4 人世帯 (30代)	98.万円	33.万円	7割	.万円	48,240円	円	48,240円	47,880円	円	47,880円	47,880円	円	47,880円	360円	360円
	100.万円	35.万円	5割	2.万円	80,400円	1,702円	82,102円	79,800円	1,618円	81,418円	79,800円	円	79,800円	2,302円	684円
	200.万円	122.万円	2割	89.万円	128,640円	75,739円	204,379円	127,680円	72,001円	199,681円	127,680円	円	127,680円	76,699円	4,698円
	230.万円	143.万円	2割	110.万円	128,640円	93,610円	222,250円	127,680円	88,990円	216,670円	127,680円	4,120円	131,800円	90,450円	5,580円
	250.万円	157.万円	2割	124.万円	128,640円	105,524円	234,164円	127,680円	100,316円	227,996円	127,680円	4,120円	131,800円	102,364円	6,168円
	300.万円	192.万円	なし	159.万円	160,800円	135,309円	296,109円	159,600円	128,631円	288,231円	159,600円	4,120円	163,720円	132,389円	7,878円
	400.万円	266.万円	なし	233.万円	160,800円	198,283円	359,083円	159,600円	188,497円	348,097円	159,600円	66,435円	226,035円	133,048円	10,986円
	500.万円	346.万円	なし	313.万円	160,800円	266,363円	427,163円	159,600円	253,217円	412,817円	159,600円	148,835円	308,435円	118,728円	14,346円
	600.万円	426.万円	なし	393.万円	160,800円	334,443円	495,243円	159,600円	317,937円	477,537円	159,600円	238,960円	398,560円	96,683円	17,706円
	700.万円	510.万円	なし	477.万円	160,800円	405,927円	566,727円	159,600円	385,893円	545,493円	159,600円	325,480円	485,080円	81,647円	21,234円
800.万円	600.万円	なし	567.万円	160,800円	482,517円	643,317円	159,600円	458,703円	618,303円	159,600円	418,180円	577,780円	65,537円	25,014円	

**【取扱注意】**

\*この報告用紙は、職場→事業所管理部→法人事務局→県連事務局、それぞれ確認のうえ全日本民医連国民運動部へご報告ください。(※切:2012年1月23日必着)

\*全日本民医連国民運動部(丸山)行 FAX: 03(5842)6460

提出日: 月 日 メール: min-syaho@min-iren.gr.jp

**全日本民医連 2011年「国民健康保険など死亡事例調査」調査票**

県連名	事業所名・TEL			報告者名
該 当 者 の 属 性 ※ 1	年齢	歳	性別	1. 男 2. 女
	職業	1.非正規雇用(パート・派遣・請負・アルバイトなど)、2.無職、3.自営業、4.正規雇用 5.年 受給者、 6.その他( )		
	保険種別	① 1. 国保資格書 2. 国保短期保険証 3. 無保険 ② 1. 国保証 (保険期限切日: ) 2. 後期高齢者医療 3. その他健康保険[ ](保険期限切日: )		
保険状況の推移※2				
初診療日		基礎疾患		
通院の状況※1	1. 通院中 2. 中断 3. 不明 4. 死亡 5. (その他			
死亡状況	死亡日 2011年 月 日			
	死因 1. 病死 2. 自殺 3. 不明 4. その他			
仕事・経済、家 族状況など※3	①事例			
	②事業所とのかかわり			
	③結果(帰結)			
	④その他(自治体の対応など)			
* 一部負担金滞納額 円				

※1、「該当者の属性」「通院の状況」は、すべてかかわった時点での状況を記載してください。  
 ※2、加入保険の推移を記載してください。例)協会けんぽ→国保→短期保険証→資格証明書  
 ※3、記載スペースが足りない場合は、別途用紙にご記入の上、送信してください。